

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成28年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市市税賦課徴収条例等 の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴い、法人市民 税の延滞金に係る控除期間の拡大等 を行うものです。	平成28年 9月議会  議案 第97号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市地域再生法に基づく 認定事業者に対する固定資産 税の不均一課税に関する 条例	地域再生法の改正に伴い、固定資産 税の不均一課税を実施するものです。	平成28年 9月議会  議案 第98号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市 <sup>りとう</sup> 里島定住促進施設条 例の一部を改正する条例	興居島に里島定住促進施設を設置す るものです。	平成28年 9月議会  議案 第99号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	坂の上の 雲 まちづくり 担当部長 付 089-948- 6994
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例	小栗寮の改修工事に伴い、仮移転するものです。	平成28年 9月議会  議案 第100号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	子育て 支援課 089-948- 6409
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市道後温泉事業施設の 設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	道後温泉別館を設置するとともに、道 後温泉事業施設の管理を指定管理者 に行わせるものです。	平成28年 9月議会  議案 第101号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道後温泉 事務所 089-921- 5141
				パブリック コメント 以外の手続	H28.7.29		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、

必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。